

棒二森屋店跡地における公共施設整備検討会議設置要綱

（目的および設置）

第1条 棒二森屋店跡地において新たな公共施設整備に関する検討を行うため、棒二森屋店跡地における公共施設整備検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）公共施設整備に関する基本的な考え方に関すること。
- （2）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 検討会議は、委員6人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）専門的知識を有する者
- （3）その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、所掌事務に関わる協議が終了した時までとする。

（委員長）

第5条 検討会議に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故等がある時には、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

（会議）

第6条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 検討会議の庶務は、経済部商業振興課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月12日から施行する。